

種別	十五年間	十年間	五年間	合計	種別	十五年間	十年間	五年間	合計	種別	十五年間	十年間	五年間	合計
其他農具類	五	二	-	七	鉛管製造機械	二	-	-	二	玩具	一	-	-	一
製絲機械	三	四	-	七	網編成機械	二	-	-	二	殺虫劑	一	-	-	一
紵綯機械	-	二	-	二	船舶附屬具	二	-	-	二	其他藥劑	-	-	-	-
紡績機械	-	二	-	二	漁具	-	-	-	-	藥劑製造法	-	-	-	-
編組機械	-	-	-	-	銃及附屬品	七	-	-	七	酒釀造法	二	-	-	二
伸縮製造機械	四	-	-	四	其他諸機械類	一	四	-	五	醬油釀造法	二	-	-	二
織機	三	-	-	三	其他諸機械類	二	-	-	二	食鹽製造法	二	-	-	二
筵織機	二	-	-	二	其他諸機械類	二	-	-	二	摺附木軸製造法	一	-	-	一
精米機械	四	-	-	四	其他諸機械類	三	-	-	三	染色及着色法	三	-	-	三
電氣機械	四	-	-	四	其他諸機械類	二	-	-	二	諸製造法	六	-	-	六
蒸氣機關	二	-	-	二	其他諸機械類	二	-	-	二	其他	二	-	-	二
食鹽製造機械	四	-	-	四	其他諸機械類	二	-	-	二	總計	二〇	九	三	三二
摺附木軸排列機械	二	-	-	二	其他諸機械類	二	-	-	二	計	二〇	九	三	三二

第二八八 意匠登錄種類別

類別	明治二十七年	明治二十六年	明治二十五年	明治二十四年	明治二十三年	明治二十二年
第一類 衣服	-	-	-	-	-	-
第二類 頭飾、服飾、帽子	-	-	五	四	八	二
第三類 時計及其附屬品	-	-	-	-	-	-
第四類 傘、杖及履物類	二	-	-	-	-	-
合計	二	九	四	八	二	二

類別	明治二十七年	明治二十六年	明治二十五年	明治二十四年	明治二十三年	明治二十二年
第五類 携帶品	-	五	-	-	-	-
第六類 家器	-	-	-	-	-	-
第七類 敷墊及其附屬品	-	-	-	-	-	-
第八類 燈器	-	-	-	-	-	-
第九類 點燈器	-	-	-	-	-	-
第十類 織物及他類ニ屬セザル織物製品	-	-	-	-	-	-
第十一類 織物及他類ニ屬セザル織物製品	-	-	-	-	-	-
第十二類 他類ニ屬セザル編物組物	-	-	-	-	-	-
第十三類 他類ニ屬セザル漆器	-	-	-	-	-	-
第十四類 他類ニ屬セザル陶器	-	-	-	-	-	-
第十五類 他類ニ屬セザル玻璃	-	-	-	-	-	-
第十六類 他類ニ屬セザル金銀製品	-	-	-	-	-	-
第十七類 他類ニ屬セザル金銀製品	-	-	-	-	-	-
第十八類 他類ニ屬セザル木竹牙角類製品	-	-	-	-	-	-
第十九類 他類ニ屬セザル木竹牙角類製品	-	-	-	-	-	-
第二十類 紙及他類ニ屬セザル紙製品	-	-	-	-	-	-
第二十一類 他類ニ屬セザル物品	-	-	-	-	-	-
第二十二類 他類ニ屬セザル物品	-	-	-	-	-	-
合計	一七	一七	二二	九	六四	五九

第二八九 商標登錄種類別

類別	明治二十七年	明治二十六年	明治二十五年	明治二十四年	明治二十三年	明治二十二年
第一類 化學品及藥劑	一	-	-	-	-	-
第二類 染料及顏料	三	-	-	-	-	-
第三類 塗料	三	-	-	-	-	-
第四類 香料及燻料	三	-	-	-	-	-
第五類 金屬及其半加工品	-	-	-	-	-	-
第六類 金屬ノ製品	-	-	-	-	-	-
第七類 利器及尖刃器	-	-	-	-	-	-
第八類 漆喰類	-	-	-	-	-	-
第九類 陶磁器類	-	-	-	-	-	-
第十類 玻璃及其製品	-	-	-	-	-	-
第十一類 農工器具	-	-	-	-	-	-
第十二類 學術上ノ器械	-	-	-	-	-	-
合計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

內國商標 意匠登錄種類別 商標登錄種類別

